

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
1月9日（金）	危機管理政策課	088-621-2711	坂東・中野

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和8年1月9日（金）19:00～19:10
- 2 場 所：万代庁舎4階 災害対策本部室
- 3 出席者：政策監、危機管理部長、危機管理監、危機管理部副部長、安全衛生課長、鳥獣対策・里山振興課長、畜産振興課長、各部局主管課長など 計24名
- 4 協議概要：香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について

■畜産振興課から説明

- ・本日、香川県の養鶏場において「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例（簡易検査陽性）が確認された旨、香川県が公表。

○当該農場の概要

- ・所在地：香川県東かがわ市
- ・飼育規模：採卵鶏約2.4万羽
- ・本日、死亡羽数増加の通報があり、簡易検査を実施したところ、10羽中10羽の「陽性反応」が確認され、現在、遺伝子検査を実施中。（1/10 検査結果判明予定）
- ・当該農場を中心とした「搬出制限区域（半径10km圏内）」内に、県内養鶏場の一部がかかる。
- ・現時点で、県内養鶏場において疑いのある「異常鶏」がいないことを確認済み。
- ・県内全養鶏場に対し飼養衛生管理基準の遵守について徹底を指示。
- ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」は、既に「ステージIV・特別警報」に引き上げ（令和7年12月23日）、養鶏関係者に対する防疫強化を実施中。

■安全衛生課から説明

- ・県内の食鳥処理場には、当該養鶏場から、家きんの搬入は確認されていない。
- ・食肉衛生検査所から県内すべての食鳥処理場に対し、
 - ・搬入農家確認の徹底
 - ・消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
 - ・異常鶏が確認された場合の早期通報の徹底
 を指示。
- ・県内の食鳥処理場において、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常鶏は確認されていない。
- ・食鳥検査センターにおいて、「出荷状況報告書及び生鳥検査等の確認の徹底」、「万が一、異常鶏を確認した場合の簡易検査の徹底」を指示。

- ・愛玩鳥への対策について、
県動物愛護管理センターを中心に、動物園や動物取扱業への注意喚起のほか、
ホームページへの掲載による飼育者等への啓発の実施を予定。
- ・「食品安全委員会」より、食鳥肉や卵を食べることにより、
鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はなく、「安全」であるとの
見解が出されているため、その旨、県ホームページ等で周知啓発。

■鳥獣対策・里山振興課から説明

- ・当該農場を中心とした半径 10 キロ圏内が、環境省による「野鳥監視重点区域」に
指定されることから、日本野鳥の会徳島県支部などと連携し、区域内における野鳥
の監視を強化。
- ・県や市町村に設置している、死亡野鳥に関する相談窓口を通じ、県民の皆様の不安
を払拭するとともに、県ホームページや県公式 SNS を活用し、死亡野鳥を発見し
た際の連絡についてご協力をいただけるよう、呼びかける。

■危機管理政策課から説明

- ・万一、県内農場で高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が確認された場合、
原則、24時間以内に殺処分作業を、72時間以内に埋却作業をそれぞれ完了する
必要があり、防疫措置の早期完了に向けて、当課から各部局の皆様へ動員をお願い
することとなっている。
- ・各部局におかれでは、動員名簿の再確認を改めてお願いする。

■政策監から、次のとおり各部局に指示

- ・県内養鶏場に対する、「飼養衛生管理」の徹底。
- ・県民の皆様の不安払拭のため、食鳥肉や鶏卵の安全性や、死亡野鳥を発見した場合
の対応などの周知。
- ・各部局においては、関係者との緊急連絡体制の再確認をはじめ、防疫措置の手順や
動員体制など、改めて初動体制の確認を行うこと。